答申にあたって

1 子どもの権利をめぐる現状

子どもをめぐる状況は依然として厳しいものがある。増加する児童虐待などに対する取組は前進が見られるものの、深刻な事態の進行に追いついていない。また、不登校やいじめなどの社会問題も継続している。少子化は進行し、また子育て環境も決して良好とは言えない。こうしたなかで、子どもの安心・安全はますます脅かされ、居場所もなく、子どもが安心して生きる権利が奪われているような状況がある。

一方で、2005年に公表した「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書」(以下「実態・意識調査報告書」という。)によると、川崎市の子どもは、生きる力の支えである自己肯定感は高く、現状を乗り越え社会を変えていく力が培われつつあることもうかがえる。これは、権利学習や子どもの参加の推進をはじめとしたこれまでの川崎市の取組の成果といえるであるう。

2 答申の審議経過

川崎市子どもの権利委員会は、2006 年 9 月に、市長から「川崎市における子どもの権利に関する総合的な行動計画について」の諮問を受け、審議を開始した。審議にあたっては、当委員会が行った「子どもの居場所と活動拠点づくりについて」の検証結果、市が実施している「川崎市子どもの権利に関する行動計画~子どもの意見表明・参加を中心に~」(以下「第 1 次子どもの権利に関する行動計画」という。)の進捗状況を踏まえるとともに、子どもの相談・救済について市の施策の現状及び子どもにかかわる他の行動計画の進行状況の把握に努めた。

また、子どもの居場所に関する検証において、子ども、おとな、職員(学校関係、児童福祉関係)を対象にしたアンケート調査だけではなく、不登校の子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、障がいのある子ども、一時保護所や児童養護施設で生活する子どもへのヒアリング調査を実施し、子どもの権利に関する実態・意識を把握した。さらに、行政による施策の自己評価に基づき、職員、市民、子どもとの対話を実施し、それらの結果を踏まえて 2006 年 10 月に「子どもの居場所と参加活動拠点づくりについて」答申を行った。これら一連の検証をとおして、子どもの現実や子ども施策の現状の把握に努めた。

さらに、市が 2007 年 3 月に公表した「川崎市子どもの権利委員会からの『子どもの居場所と参加活動の拠点づくりに関する検証結果』についての答申に対し川崎市が講じた措置または講じようとしている措置」(以下「措置報告」という。)の内容も検討して、本答申をまとめた。

3「子どもの相談・救済及び居場所を中心」とした理由

市が現在進めている第1次子どもの権利に関する行動計画では、子どもの意見表明・参加を中心とした総合的な施策が実行に移されている。その一方で、先に述べたように子どもを取り巻く環境の変化は激しく、子どもに対する人権侵害への対応、子ども同士の関係づくり、子どもの安心・安全の確保などが緊急な課題となっている。

このため、総合的な子ども施策を展開しつつも、子どもの相談・救済、居場所について重点 的に取り組むことが重要であるという結論に至った。